

業務改善助成金のご案内

宮城労働局 労働基準部 賃金室

業務改善（労働能率増進のための設備・機器の導入等）により
計画的に賃金を引き上げる中小企業事業主に対して

業務改善助成金（最大 100 万円／年度）を支給！



※パンフレットや申請用紙は、宮城労働局のホームページから、「業務改善助成金、パンフ」で検索すると、PDF や WORD の形で入手できます。

【概要】

業務改善助成金は、宮城県内に事業場を置く中小企業事業主が支給要件を充たすことにより、業務改善に要した経費の2分の1（上限 100 万円、下限 5 万円）が助成される制度です。

【主な支給要件】

- ① **賃金引上げを計画し、実施すること**
事業場内で最も低い賃金を4年以内に計画的に時間給 800 円以上に引上げ、かつ1年当たりで、時間給を40 円以上引き上げる計画とし、実施する。
- ② **業務改善を計画し、実施すること**
労働能率の増進に資する設備・機器の導入、労働能率の増進に資する研修、賃金制度の整備、就業規則の作成・改正等の業務改善を計画し、実施する。

注意 これから賃金引上げと業務改善を行う事業主が対象となりますので、既に賃金引上げ又は業務改善を行っている事業主は申請できません。

【お問い合わせ・申請先】

宮城労働局 労働基準部 賃金室

〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎8階

電話 022-299-8841 FAX 022-295-3668

※ 賃金引上げ等のご相談については、宮城県最低賃金総合相談支援センター（電話022-223-0573 宮城県社会保険労務士会内）においても応じていますのでご利用ください。

裏面の「参考事例」もご覧ください。



☆☆☆ 業務改善助成金の参考事例 ☆☆☆

A社(電気機械器具製造業)

労働者数42名(うち800円未満の労働者数4名)

【賃金引上げ計画】

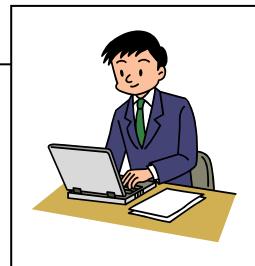
26年度	27年度	28年度
696円 → 736円	776円	816円
+40円	+40円	+40円

【26年度の業務改善内容と助成金額】 会計システムの購入

業務改善に要した経費の額 3,885,000円

➡業務改善助成金の支給額 1,000,000円

※27年度及び28年度も別の業務改善を行えば、さらに業務改善助成金を受けることが可能。



B社(老人福祉・介護事業)

労働者数21名(うち800円未満の労働者数1名)

【賃金引上げ計画】

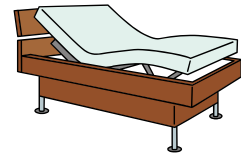
26年度	27年度	28年度
700円 → 740円	780円	800円
+40円	+40円	+20円

【26年度の業務改善内容と助成金額】 介護用電動ベッドの購入

業務改善に要した経費の額 3,205,725円

➡業務改善助成金の支給額 1,000,000円

※27年度も別の業務改善を行えば、さらに業務改善助成金を受けることが可能。



引上げ額が40円未満なので28年度は助成金を受けられない。

C社(飲食業)

労働者数4名(うち800円未満の労働者数2名)

【賃金引上げ計画】

26年度	27年度
700円 → 750円	800円
+50円	+50円

【26年度の業務改善内容と助成金額】 製氷機、食器洗浄機の購入

業務改善に要した経費の額 1,288,000円

➡業務改善助成金の支給額 644,000円

※27年度も別の業務改善を行えば、さらに業務改善助成金を受けることが可能。

